

上水道告示第15号

長浜水道企業団企業職員給与規程（昭和42年上水道告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

長浜水道企業団企業職員給与規程（昭和42年上水道告示第23号）の一部を次のように改正する。

第37条の6第2項第2号中「育児休業をしている職員（当該育児休業の承認にかかる期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1ヶ月以下である職員を除く。）として在職した期間については、」を「育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第4条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第4条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

第41条第2項第2号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1ヶ月以下である職員を除く。）」を「（第37条の6第2項第2号アおよびイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。